

安芸市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画及び安芸市障害者計画(第7期)・障害福祉計画(第8期)・障害児福祉計画(第4期)・第4次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

安芸市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画及び安芸市障害者計画(第7期)・障害福祉計画(第8期)・障害児福祉計画(第4期)・第4次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公示する。

令和7年10月17日

安芸市長 西内 直彦

1 業務の概要

(1) 業務名

安芸市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画及び安芸市障害者計画(第7期)・障害福祉計画(第8期)・障害児福祉計画(第4期)・第4次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務

(2) 業務の目的

本業務は、国の動向や法改正等に注視し、市の各種計画との整合性と地域福祉計画等との調和を保ちつつ、サービス量の推計及び介護保険料の算出を踏まえ、「安芸市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」の策定及び「安芸市障害者計画(第7期)・障害福祉計画(第8期)・障害児福祉計画(第4期)・第4次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定を行うことを目的とする。

(3) 業務の内容

令和7年度 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

障害者・障害児アンケート調査の実施

第4次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画作成に向けての関係団体ヒアリング調査

令和8年度 安芸市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画及び安芸市障害者計画(第7期)・障害福祉計画(第8期)・障害児福祉計画(第4期)、第4次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画の作成

※詳細は安芸市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務仕様書及び安芸市障害者計画(第7期)・障害福祉計画(第8期)・障害児福祉計画(第4期)・第4次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務仕様書のとおり

(4) 委託期間

「安芸市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」

契約締結日から令和9年3月31日(火)まで

「安芸市障害者計画(第7期)・障害福祉計画(第8期)・障害児福祉計画(第4期)・第4次安

芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画」
契約締結日から令和9年3月31日（火）まで

2 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を決定する。

選定後は、候補者と市は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。この交渉が調ったときには、随意契約の手続きに進む。交渉が調わない場合は、次点者に選定された者が、改めて市と交渉を行うこととなる。

3 参加要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 市の入札参加資格者名簿（指名業者登録名簿）に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 安芸市建設工事等請負業者指名停止措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第1号）に基づく入札参加資格指名停止措置を受けていないこと又は同規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと。
- (5) 直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県税）、市町村税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 過去5年間に高齢者・介護保険・障害者等に関連する計画業務を請け負った実績があること。

4 参加申込

プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加申込書（別紙1）にて申し込みすること。

- (1) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）
- (2) 提出期限：令和7年11月4日（火）17時まで
- (3) 提出書類：ア 参加申込書（別紙1）
 イ 高齢者・介護保険・障害者等に関連する計画の履行実績（別紙2）
 ウ 直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県税）、市町村税の滞納がないことを証明する書類

- (4) 提出先：〒784-8501 安芸市土居 82-1 安芸市健康介護課介護保険係
E-mail：kaigo@city.aki.lg.jp
FAX：0887-35-1555

- (5) 資格要件の確認は、申込者から提出のあった参加申込書と関係書類で行う。資格要件の確認結

果は、令和7年11月6日（木）までにメールまたは書面にて通知する。

5 企画提案書の作成方法

別途定める「安芸市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画及び安芸市障害者福祉計画(第7期)・障害福祉計画(第8期)・障害児福祉計画(第4期)・第4次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務のプロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

6 審査方法

別途定める「安芸市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画及び安芸市障害者福祉計画(第7期)・障害福祉計画(第8期)・障害児福祉計画(第4期)・第4次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務審査要領」のとおり。

7 日程

(1) 募集開始

令和7年10月17日（金）

(2) 参加申込書受付期間

令和7年10月17日（金）から令和7年11月4日（火）17時まで

(3) 質疑受付期間

令和7年10月17日（金）から令和7年10月28日（火）17時まで

(4) 参加資格結果通知

令和7年11月6日（木）

(5) 企画提案書提出締切

令和7年11月19日（水）17時まで

(6) 審査委員会（プレゼンテーション）

令和7年11月27日（木）（予定）

(7) 審査結果通知

令和7年12月2日（火）（予定）

(8) 契約締結

令和7年12月上旬 （予定）

8 その他留意事項

詳細は、安芸市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画及び安芸市障害者計画(第7期)・障害福祉計画(第8期)・障害児福祉計画(第4期)・第4次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務公募型プロポーザル実施要領、各仕様書等による。